

綾部市排水設備等資金の融資あっせん制度

個人住宅や個人が経営するアパート等で、水洗トイレに改造する工事費等を一時に負担することが困難な場合、一定の条件を満たしている人について、市が指定する金融機関に融資のあっせんを行います。

対象となる工事

市が行う水洗化事業に伴って、排水設備の設置や浄化槽の撤去、汲み取り便所を水洗便所に改造する工事が対象になります。（建築工事、給水工事等の別途工事は対象になりません。）

対象金融機関

市が指定する金融機関は次の3機関です。

- ・ 京都銀行綾部支店
- ・ 京都北都信用金庫
- ・ 京都丹の国農業協同組合

融資あっせん内容

融資をあっせんする内容は次のとおりです。

- ・ 融 資 額 改造工事1件につき100万円以下
(融資額は、工事完成検査後に金融機関から下水道排水設備指定業者に工事代金として直接支払われます。)
- ・ 償還方法 借入月の翌月から60か月払いの元利均等償還
(半年単位で短縮は可能)
- ・ 融資利率 毎年4月1日と10月1日に設定
(現時点の利率は、下水道課にお問い合わせください。)
毎年度4月1日から9月30日までの申込みを前期、
10月1日から翌年3月31日までの申込みを後期として、前期は4月1日現在、後期は10月1日現在の利率で完済まで固定金利とします。

融資あっせん対象者

次の条件を満たしている人が対象になります。

- ・ 独立の生計を営む者で、市内に住所を有する者
- ・ 市税及び水洗化事業の負担金、使用料等を滞納していない者
- ・ 償還能力を有する者
- ・ 市内に住所を有し、返済能力があると認められる連帯保証人1名を有する者

融資あっせん申込み

融資あっせん申込書に必要事項を記入の上、本人と連帯保証人の所得証明書、市税完納証明書及び住民票を添付して下記まで申し込んでください。

申し込み・問い合わせ先 綾部市上下水道部下水道課（綾部市役所本庁舎東2階）

42-4294